

< 自営業者の老後の備え、国民年金基金と付加年金 >

FPネットワーク神奈川会員 石山敏幸

将来の年金は誰もが関心があるものだと思います。何年か前にも「老後2,000万円問題」といって色々なところで報道されていたのは記憶に新しいところです。会社員の方であれば厚生年金に加入しているのでそれなりに年金が支給される方もいらっしゃるかと思いますが、今回は自営業者などの方が将来の年金に備える制度として国民年金基金と付加年金の内容になります。

■国民年金基金と付加年金とは？

国民年金基金も付加年金も、一般的にはなじみが薄い言葉だと思いますが、簡単に説明しますと自営業者などの国民年金の加入者（第1号被保険者）が加入できて、将来のご自身の年金に上乗せできる制度です。

つまり国民年金基金について漢字は似ていますが強制加入の国民年金とは別物であり、また強制でもありません。

■制度の内容はどうなっているのか

そんな上乗せ制度ですが、どちらも気になるのは制度の内容ではないでしょうか。まず国民年金基金の内容ですが少し複雑です。加入する際に大きく分けて1口目と2口目以降という2つの加入口数があります。

1口目は終身年金になっておりA型（老齢年金と遺族一時金）とB型（老齢年金）があり、必ずこの2つから選択します。

2口目以降は種類が増えて、先ほど説明しました終身年金のA型、B型に加えて確定年金（期間が確定している）のI型、II型、III型、IV型、V型の7種類から選択します。この1口目と2口目以降を組み合わせ、ご自身の老後設計に合わせて加入口数を選択することになります。もちろん口数が多ければ多いほど将来もらえる年金額も多くなります。

カルチャークラブ

次に付加年金ですが、こちらは国民年金基金と比べてかなりシンプルです。毎月納めている国民年金に加えて月/400円を納めることとなります。そして将来受け取る際には「納めた月数×200円」が国民年金に上乗せされて終身で受け取ることができます。

■どんな注意点があるのか

メリットがあるように思うこの2つの制度ですが、もちろん注意点もあります。

まず、この国民年金基金と付加年金は同時に加入できません。どちらか一方を選択することになります。

そして国民年金基金は途中で脱退ができません。会社員になったなどの理由であれば資格を失いますが、任意で脱退することができません。

例えば、国民年金基金に加入して途中で付加年金に変えたいとしても脱退することが出来ませんからその場合は諦めるしかありませんね。また、国民年金基金の掛金を納めることが困難になり掛金を一時停止することはできますが、この場合も脱退ではないので付加年金を納める事はできません。

そして国民年金基金も付加年金も物価に連動しません。国民年金は物価が上がれば年金額も上がりますが、国民年金基金と付加年金は最初に決まった金額が支給されます。ここ最近の物価高を考えたときに老後資金としてどうなのかもリスクとして考えておきたいですね。

■まとめ

自営業者はどうしても年金額が少なくなるものです、ですが上乗せできる制度があります。納付する金額は国民年金基金の方が高額になりますが、将来もらえる年金額も多くなります。しかしどちらも上記のように注意点もありますから、加入する際はよく考えてから加入するようにしましょう。そして老後資金の備えをし、日々の仕事も充実していきましょう。